

【ひょうご住まいの耐震化促進事業】のご案内

# 地震から 家族の生命を守るために!



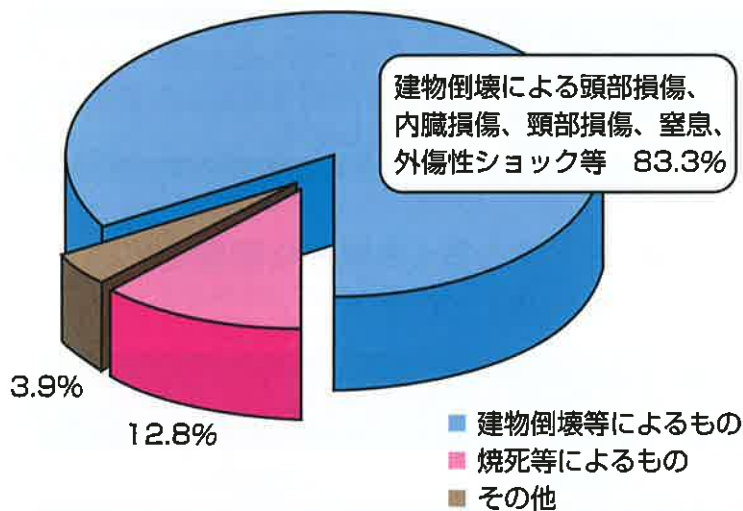
戸建住宅の工事費補助を  
定額化しました!!

兵庫県

# なぜ「住まいの耐震化」が必要なの？

- 平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊、家具の転倒などにより多くの尊い命が犠牲となりました。
- 平成23年3月に発生した東日本大震災など近年大規模な地震が頻発しており、さらに南海トラフ地震や山崎断層地震の発生の切迫性が指摘されるなど大地震がいつでも発生してもおかしくない状況にあります。
- いつ大きな地震がきても大丈夫なように、耐震改修や建替え等により住まいを耐震化することが大切です。

## 阪神・淡路大震災の教訓



出典：「神戸市内における検死統計」（兵庫県監察医、平成7年）

- 阪神・淡路大震災では、多くの建物が被害を受け、6,434人も尊い命が奪われました。
- 特に、家屋の倒壊、家具の転倒等による人的被害が大きく、地震直後の犠牲者(約5,500人)のうち8割強を占めました。
- 大きな被害を受けた建物のほとんどは昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準による木造住宅であったと指摘されています。



振動実験結果 出典：国立研究開発法人防災科学技術研究所

- 三木市にある、国立研究開発法人防災科学技術研究所の実物大振動破壊実験施設で実施された比較実験では、耐震補強した住宅は、補強していない住宅と比べて、確実に地震に対する安全性が増していることが確認されています。



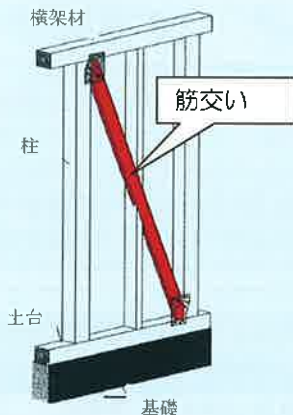
# 「耐震化」ってどんなことをするの？

## 1 家全体にしっかり耐震改修工事を行い十分な安全性を確保する

耐力壁の増設や、金物補強などにより耐震改修を進め、地震に対する十分な安全性を確保します。

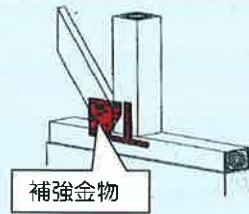
耐力壁を増設・強化する。

- ・耐力壁が地震力に抵抗します。必要な壁を適正に配置して、耐震性を向上し、かつ、ねじれ防止を図りましょう。



はり等の接合部を金物等で固定する。

- ・柱が浮いたり、外れたりしないよう、適切な金物等で補強しましょう。



床、基礎を補強する。

- ・耐力壁が十分でも、床が強固でないと、建物全体で地震に耐えられません。
- ・基礎に鉄筋が入っていなかったり、ひび割れが多いと大地震時に基礎が崩壊する場合があります。



柱や土台など木材の劣化や腐朽・シロアリ対策を実施する。

- ・部材が劣化していると建物本来の耐震性能が発揮できません。新しい部材に交換しましょう。

## 2 部分的な耐震改修工事を行う

### ①簡易な耐震改修工事

耐震診断評点 1.0(安全)ではなく、評点 0.7(やや危険)を目標とした上記工事にとどめることにより、工事費用を抑えます。(評点 0.7 の確保により、大地震に対し瞬時には倒壊しない程度の耐震性が得られます。)

### ②耐震シェルターの設置

建物が倒壊しても、安全な空間を確保する堅牢なシェルターを設置します。

### ③屋根の改修

非常に重い屋根を軽い屋根又は軽い屋根に軽量化することで耐震性を向上させます。(土葺き瓦屋根をから葺き瓦屋根、又はスレート屋根などに軽量化)



耐震シェルター



土葺き瓦屋根



から葺き瓦屋根など



スレート屋根など

屋根軽量化

## 3 安全な住宅に建て替える

住宅を建て替えることで、現行の耐震基準を満たす安全な住宅にすることができます。

## 4 その他 防災ベッドを設置する

住宅の耐震化ではありませんが、地震時に命を守る防災ベッドなどを設置することも対策の一つです。

# リフォームといっしょに安心工事

耐震改修工事とリフォーム工事を同時にすれば、安心で効率的です。

**安心感** 普段工事できない壁や床の内部などを全体的に検査、補修、補強すれば安心です。

**効率的** それぞれの工事を個別に実施するより、一度にした方が、共通する工事を省けたり、補助対象となる工事範囲が広がるなど、トータルで費用が節約できます。

平成27年度から、耐震改修に伴い実施する附帯工事のうち、補助対象となる範囲を拡大しています。

<補助対象となる附帯工事>

(旧) 補強を行う部分の復旧費のみ

(新) 補強を行う室内内装工事費全額(設備、家具等は除く)

※これにより、これまで必要であった工事箇所ごとの補助対象工事費の切り分けを簡素化しました。

# 住まいを耐震化する方法

## 昭和56年5月以前に着工した住宅が対象です

- 昭和56年6月に建築基準法が改正され、耐震に関する基準が強化されました。
- 「簡易耐震診断推進事業」、「ひょうご住まいの耐震化促進事業」は、法改正前の基準で建てられた耐震性の低い住宅を、地震に強い住宅に改修・建て替えることを支援する制度です。

### 簡易耐震診断推進事業

## 「簡易耐震診断」を申し込んでください

市町が診断員を派遣します

- 必要な費用の1割の負担で診断できます。(一部市町では無料)
- 共同住宅(長屋を含む)も対象となります。
- ※お問い合わせは 裏面記載の市役所・町役場の担当課まで

### 耐震診断の結果

評点 0.7 未満	評点 0.7以上 1.0未満	評点 1.0 以上
危険	やや危険	安全

(木造戸建住宅の場合)

### ひょうご住まいの耐震化促進事業

耐震診断の結果「危険」「やや危険」の場合は…

## 「住まいの耐震化」を検討してください

「次に何を検討したら良いのか」  
簡易耐震診断を実施した診断員  
がお答えします。

「ひょうご住まいの耐震化促進事業」では、一人でも多くの県民に耐震化に取り組んでいただけるよう、様々なメニューを用意しています。

住まいを **建て替えたい** 場合はこちら

住まいに **住み続けたい** 場合はこちら

### 住宅建替補助

耐震改修工事ではなく、  
建替えによって安全性  
を確保する場合に補助  
します。

市町窓口へ  
お申込み下さい

**注意**  
契約後の補助金  
申請はできません。

### 耐震改修工事をしたい

家全体をしっかりと  
改修したい

### 住宅耐震化補助

耐震改修工事により、地  
震に対する十分な安全  
性を確保する場合に補  
助します。

- ・住宅耐震改修計画策  
定費補助
- ・住宅耐震改修工事費  
補助

### 高額な耐震改修工事は困難

命だけは  
守りたい

### 防災ベッド等 設置助成

耐震改修工事ではなく、  
命を守る最低限の対策  
として防災ベッドを設  
置する場合に補助します。

部分的に改修  
をしたい

### 部分型耐震化補助

簡易な耐震化を実施す  
る場合に補助します。

- ・簡易耐震改修工事費  
補助
- ・シェルター型工事費  
補助
- ・屋根軽量化工事費補助



# ひょうご住まいの耐震化促進事業

全ての市町で  
活用が可能

## 1. 住宅耐震化補助

### 住宅耐震改修計画策定費補助

#### (1) 対象となる方

兵庫県内に対象となる住宅を所有し、耐震改修工事を意図される方（個人、法人でも可）

#### (2) 対象となる住宅

以下の条件をすべて満たす住宅で、共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含まれます。

- ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- イ 違反建築物でないもの
- ウ 耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの
- エ 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅

#### (3) 対象となる費用

安全性を確保するための耐震改修計画の策定（補強設計及び工事見積書の作成）とそれに伴う耐震診断に要する費用

#### (4) 補助額

戸建住宅 対象となる費用の2/3以内（限度額20万円）  
共同住宅 対象となる費用の2/3以内（限度額12万円/戸）

### 住宅耐震改修工事費補助

#### (1) 対象となる方

兵庫県内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円（給与収入のみの場合は、給与収入が14,421,053円）以下の県民の方（個人）

#### (2) 対象となる住宅

住宅耐震改修計画策定費補助と同じ

#### (3) 対象となる費用

- ① 地震に対する安全性を確保するための、次の一般型工事(附帯工事を含む)に要する費用
  - ア 柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強
  - イ 屋根の軽量化
  - ウ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強
- ② ①に併せて実施する内装工事費
  - ただし、次に掲げるものは対象外
  - ア 家具工事（作り付け家具も含む）
  - イ 照明器具、キッチン、ユニットバスの設置工事（ただし、撤去費は対象）
  - ウ 建具工事（ただし、耐力壁の設置に伴い必要となる工事は対象）

#### (4) 補助額

戸建住宅 定額 100万円（対象となる費用が300万円以上の場合）  
定額 80万円（対象となる費用が200万円以上300万円未満の場合）  
定額 50万円（対象となる費用が100万円以上200万円未満の場合）  
定額 30万円（対象となる費用が50万円以上100万円未満の場合）  
共同住宅 対象となる費用の1/2以内（限度額40万円/戸）

変更



年度末は実績報告書の提出が集中し、補助金の支払いが遅延することがあります。  
よって、実績報告書の提出は平成29年3月上旬までをお願いします。

※ さらに、市町で補助額を加算していますので、詳しくは市役所等におたずねください。

# ひょうご住まいの耐震化促進事業

全ての市町で  
活用が可能

## 2-1. 部分型耐震化補助（県実施分）

### 簡易耐震改修工事費補助

- (1) **対象となる方**  
住宅耐震改修工事費補助と同じ
- (2) **対象となる住宅**  
以下の条件をすべて満たす戸建住宅で、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含まれます。  
ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの  
イ 違反建築物でないもの  
ウ 耐震診断の結果、「危険」と診断されたもの  
エ 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅
- (3) **対象となる費用**  
耐震性能を改善するための耐震改修計画の策定（補強設計及び工事見積書の作成）とそれに伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事に要する費用（50万円以上のものに限る）  
※耐震性能の改善とは、改修後の耐震診断の結果が「安全」又は「やや危険」となるもの
- (4) **補助額 定額 50万円**

一部の市町で  
活用が可能

## 2-2. 部分型耐震化補助（市町実施分）

### シェルター型工事費補助

- (1) **対象となる方**  
住宅耐震改修工事費補助と同じ
- (2) **対象となる住宅**  
住宅耐震改修計画策定費補助とほぼ同じ  
（ただし、戸建住宅に限る）
- (3) **対象となる費用**  
対象となる住宅への県が認める耐震シェルターの設置に要する費用（50万円以上のものに限る）  
※耐震シェルターとは、住宅が倒壊しても安全な空間を確保することで命を守るものです。
- (4) **補助額 定額 50万円**

### 屋根軽量化工事費補助

- (1) **対象となる方**  
住宅耐震改修工事費補助と同じ
- (2) **対象となる住宅**  
住宅耐震改修計画策定費補助とほぼ同じ（耐震診断の結果、「やや危険」と診断された木造戸建住宅に限る）
- (3) **対象となる費用**  
対象となる住宅の屋根を軽量化（非常に重い屋根→重い屋根又は軽い屋根）する工事に要する費用（50万円以上のものに限る）  
非常に重い屋根：土葺き瓦屋根など  
重い屋根：から葺き瓦屋根など  
軽い屋根：スレート、瓦棒葺き屋根など
- (4) **補助額 定額 50万円**

## 3. 住宅建替補助

- (1) **対象となる方**  
対象となる住宅を建て替えようとする方
- (2) **対象となる住宅**  
住宅耐震改修計画策定費補助とほぼ同じ  
（一部要件が異なるので、市町に確認ください）
- (3) **対象となる費用**  
対象となる住宅の現地建替に要する費用（100万円以上のものに限る）
- (4) **補助額 定額 100万円**

## 関連 防災ベッド等設置助成

- (1) **対象となる方**  
対象となる住宅に居住する方
- (2) **対象となる住宅**  
住宅耐震改修計画策定費補助とほぼ同じ  
（一部要件が異なるので、市町に確認ください）
- (3) **対象となる費用**  
対象となる住宅への防災ベッド等の設置に要する費用（10万円以上のものに限る）
- (4) **補助額 定額 10万円/台**

お住まいの市町により実施していない場合や補助額に差異がありますので、市町の担当窓口までお問い合わせください。

年度末は実績報告書の提出が集中し、補助金の支払いが遅延することがあります。  
よって、実績報告書の提出は平成29年3月上旬までをお願いします。

※ さらに、市町で補助額を加算していますので、詳しくは市役所等におたずねください。



# こんな制度もご利用ください

## ○人生80年いきいき住宅助成事業

現在お住まいの住宅の段差解消や手すりの取り付けなどバリアフリー化改造を支援します。

平成28年度から、補助を受けるには耐震診断を実施していただく必要があります。

区分	世帯対象（所得制限あり）	対象事業	助成額
住宅改造・一般型	高齢者(60歳以上)のいる世帯、あんしん賃貸住宅の登録を受ける民間賃貸住宅の所有者	高齢者・身体障害者らに配慮した既存住宅の改造	工事費(上限100万円)の1/3
住宅改造・特別型	介護保険制度の要介護(支援)認定を受けた被保険者のいる世帯または身体障害者等のいる世帯	身体状況に応じた既存住宅の改造で住まいの改良相談員の承認を得たもの	工事費(介護保険制度などの住宅改修費とあわせて上限100万円)の3/3~1/3
共同住宅(分譲)共用型	H14.9.30以前に建築された21戸以上の分譲共同住宅の管理組合(H5.10.1以降に建築された51戸以上のものを除く)	共用部分のバリアフリー工事	工事費(上限100万円)の1/3

※住宅改造・一般型及び特別型で、増改築工事を伴う場合は、増改築工事に係る経費（上限150万円）の1/3を追加で助成（ただし、住宅改造・一般型と併せて行う場合は、必須工事の要件あり）

※助成や申請の受付は地元の市町が行います。

【問い合わせ先】一般型・共用型：兵庫県県土整備部都市政策課 TEL 078-341-7711（内線4730）  
特 別 型：兵庫県健康福祉部介護保険課 TEL 078-341-7711（内線2944）

## ○兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）～兵庫県が実施する助け合いの制度～

耐震改修後、自然災害への更なる備えとして、小さな負担で大きな支援が得られます。より多くの再建費用確保のため、是非ご加入を！

年額 **5,000円** の負担で  
最大 **600万円** を給付

[H26年8月 一部損壊特約がスタート!]

年額 **500円** の負担で  
一部損壊(損害割合10%以上)の  
住宅の補修等に対し、最大 **25万円** を給付

- 賃貸住宅等は所有者が加入できます。
- 家財やマンション共用部分を対象とする共済制度もあります。



フェニックスサポーター  
はばたん

制度名	給付金名	給付対象	給付金額
住宅再建共済	再建等給付金	全壊・大規模半壊・半壊で建築・購入	600万円(※)
	補修給付金	全壊で補修	200万円
		大規模半壊で補修 半壊で補修	100万円 50万円
一部損壊特約	居住確保給付金	全壊・大規模半壊・半壊で建築・購入・補修をせず、賃貸住宅に入居した場合など	10万円
	補修等給付金	一部損壊(損害割合10%以上)で建築・購入・補修	25万円
	居住確保給付金	一部損壊(損害割合10%以上)で建築・購入・補修をせず、賃貸住宅に入居した場合など	10万円

※兵庫県以外で再建・購入した場合は、300万円

【問い合わせ先】(公財)兵庫県住宅再建共済基金

TEL 078-362-9400（専用電話平日9:00～17:00）

## ○安全・安心リフォームアドバイザー派遣事業

耐震改修工事等を計画している住宅の所有者、管理組合等に対して専門家（建築士）をアドバイザーとして派遣し、現地で耐震改修等に関する技術的なアドバイスを行います。

【問い合わせ先】ひょうご住まいサポートセンター TEL 078-360-2536

## ○住宅耐震改修工事利子補給事業

ひょうご住まいの耐震化促進事業の改修工事費補助を受けている方に対し、銀行から融資を受けて耐震改修工事（住宅改修事業の適正化に関する条例による登録を受けた業者が実施する工事が対象）をする場合利子の一部を補助します。（耐震改修と併せて行う一般のリフォーム工事も対象となります。）

【問い合わせ先】県土整備部住宅建築局住宅政策課 TEL 078-362-3611

## ○住宅改修促進税制

ひょうご住まいの耐震化促進事業の改修工事費補助等を受けられた方には、所得税の控除（H29.12.31まで）及び固定資産税の減額（H30.3.31まで）に必要な証明書を発行します。（条件有り）

- ・所得税の控除：住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額から補助金等の額を差し引いた金額の10%(上限25万円)相当額を所得税額から控除する制度
- ・固定資産税の減額：耐震改修を行った住宅の固定資産税額（120㎡相当部分まで）を減額する制度

# 依頼先に悩んでいる方へ

## ○悪質リフォーム業者に気を付けましょう

「無料で診断をします」のことばには注意をしてください。工事費が高くつくことがあります。工事の見積りは2～3社に依頼されることをお勧めします。また、第三者による工事監理をお勧めします。

## ○住宅改修業者登録制度

「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づき住宅改修業者の登録をしています。工事を誰に依頼したらよいかわからない方は、登録業者リストを参考にしてください。（ひょうご住まいのサポートセンターのホームページで公開されています。

<http://support.hyogo-jkc.or.jp/support/reform/index.html>

【問い合わせ先】ひょうご住まいサポートセンター TEL 078-360-2536

平成29年度から、耐震改修の工事費補助(住宅建替補助除く)は本制度の登録を受けた業者による工事とすることが要件となります。

## 各市町 受付窓口一覧

市町名	担当部局	電話番号	市町名	担当部局	電話番号
神戸市	神戸市すまいとまちの安心支援センター(すまいるネット)	078-222-0186	姫路市	都市局まちづくり推進部建築指導課	079-221-2547
尼崎市	都市整備局都市計画部建築安全担当	06-6489-6647	神河町	住民生活課	0790-34-0963
西宮市	都市局建築・開発指導部建築指導課	0798-35-3705	市川町	建設課	0790-26-1016
芦屋市	都市建設部建築指導課	0797-38-2114	福崎町	まちづくり課	0790-22-0560
伊丹市	都市活力部都市整備室建築指導課	072-784-8065	相生市	建設農林部都市整備課	0791-23-7135
宝塚市	都市整備部都市整備室宅地建物審査課	0797-71-1141	たつの市	都市建設部都市計画課	0791-64-3165
川西市	都市政策部まちづくり指導室建築指導課	072-740-1205	赤穂市	建設経済部都市整備課	0791-43-6827
三田市	地域振興部都市政策室審査指導課	079-559-5119	宍粟市	建設部都市整備課	0790-63-3106
猪名川町	まちづくり部都市政策課	072-766-8704	太子町	経済建設部まちづくり課	079-277-5992
明石市	都市整備部建築室建築安全課	078-918-5046	上郡町	建設課	0791-52-1117
加古川市	都市計画部建築指導課	079-427-9263	佐用町	建設課	0790-82-2019
高砂市	まちづくり部まちづくり推進室建築指導課	079-443-9035	豊岡市	都市整備部建築住宅課	0796-21-9018
稲美町	地域整備部都市計画課	079-492-9143	養父市	まち整備部建築住宅課	079-664-1981
播磨町	都市計画グループ	079-435-2366	朝来市	都市環境部都市開発課	079-672-6127
西脇市	都市整備部都市住宅課	0795-22-3111	香美町	建設課	0796-36-1961
三木市	まちづくり部建築住宅課	0794-89-2364	新温泉町	建設課	0796-82-3115
小野市	地域振興部まちづくり課	0794-63-1937	篠山市	まちづくり部地域計画課	079-552-1118
加西市	都市整備部都市計画課	0790-42-8753	丹波市	建設部住まいづくり課	0795-88-5039
加東市	まち・農整備部地域整備課	0795-43-0517	洲本市	都市整備部都市計画課	0799-24-7611
多可町	住民課住宅政策室	0795-32-4776	南あわじ市	建設部都市計画課	0799-43-5227
(平成28年4月現在)			淡路市	都市整備部都市計画課	0799-64-2533

### 問い合わせ先

兵庫県 県土整備部 住宅建築局 建築指導課 防災耐震班 TEL 078(362)4340

〈事業の詳細及び概要については以下のホームページにも掲載しています。〉

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd30/wd30\\_000000017.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd30/wd30_000000017.html) (建築指導課ホームページ)